

意志決定支援と相談支援の充実

滋賀県障害者自立支援協議会

事務局長 中島秀夫

糸賀一雄生誕100年の今年度 (1914年3月29日鳥取市にて生誕される～1968)

この子らはどんなに重い障害をもっているとしても、だれひとりかえることもできない個性的な自己実現をしているものなのである。
(中略)

私たちの願いは、重症な障害をもったこの子らも立派な生産者であるということ、認め合う社会をつくろうということである。「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよみがきをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。この子らがうまれながらにして持っている人格発達の権利を保障せねばならぬということなのである。……(福祉の思想から)

テーマ : 人権尊重と共生社会

相談支援事業の変遷

国際障害者年(1981年)

(完全参加と平等)

施設か自宅で暮らす(二者択一の時代)

福祉八法の改正(1990年)

障害者基本法の制定(1993年)

障害者プラン(1995年)

～ノーマライゼーション七カ年戦略～

多様な生活スタイルを目指す

社会福祉基礎構造改革

(社会福祉事業法改正)(2000年)

相談事業位置づく

支援費制度の導入(2003年)

障害者自立支援法施行(2006年)

障害者総合支援法施行(2013年)

(1990年)

地域療育拠点施設事業(知的障害分野)

(1996年)

市町村障害者生活支援事業(身体障害分野)

障害児・者地域療育等支援事業(知的障害分野)

精神障害者地域生活支援センター事業

(精神障害分野)

(2006年)

相談支援事業(障害者自立支援法により三障害一元化)

地域療育拠点施設事業 平成2年(1990)に制度化

地域療育拠点施設事業受託 平成7年

コーディネーター事業 受託法人からの独立

地域支援の人材として活動 事業報告も地域に

障害児・者サービス調整会議 平成7年から

活動を公開し事業評価を受ける

キャッチコピーは一人の不安をひとりだけの不安にしないために

障害者の不安だけではなく新米相談員の不安も解消

ひとりでは何も出来ない、地域の社会資源の力を引き出す

個々の生活課題を地域で解決に向ける、地域の課題の顕在化と共有

地域で暮らす障害児・者の訪問活動、ニーズを顕在化させること

相談支援専門員に求められる資質

1. 信頼関係を形成する力

2. 相談支援に係る幅広い知識と技術の習得

2-1 福祉分野や他の分野についての幅広い知識

2-2 基本的なコミュニケーション技術

2-3 基本的な面接技術

2-4 ニーズを探し出すアセスメント力

2-5 チームアプローチやネットワークを形成する力

2-6 社会資源を活用・調整・開発する力

3. 交渉力・調整力

「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業報告書」
～平成22年度日本相談支援専門員協会作成～

第3節 相談支援事業の評価（相談支援事業者の立ち位置）

1. 中立性の確保

今日では評価基準項目として、優先順位が低いとされている相談支援事業受託法人のスタンス、事業の取り組み状況はなくなってきているが、以前は地域事業の位置づけがなされず受託法人取り込み型運営法人が多く存在した時代もあった。相談支援事業は地域のための大切な社会資源であり、機能としての中立性が求められている。また相談支援事業は社会資源のネットワーク化を意識した活動を求められており、そのためにも全ての社会資源との距離感がフラットであることが必要である。このことが結果として利用者、地域関係者、行政からの信頼につながっていく。

2. 利用者に寄りそうということ

サービス利用者中心の時代であるとはいえ、まだまだ課題が顕在化された人は少数である。これは概数ではあるが、相談支援事業に関わるサービス利用者の数は全体の2～3割ではと認識している。情報が届いていない人や権利侵害を受けている人等々、まだまだ見えないところで厳しい状況下にある人がたくさん存在しているに違いない。したがってきめの細かい利用者に寄りそう対応が求められ、その最前線に相談支援事業がある。このたび出されている相談支援の充実・強化事業も、この課題意識からであり、訪問活動を中心に情報の提供と実態の把握に時間を費やすことが求められている。

3. 相談支援事業に求められる姿勢

相談支援事業の有する機能と情報は、地域の財産である。その財産とは、利用者への対応状況、ノウハウ、支援体制の現状と限界、社会資源の機能、役割、地域評価であり、この財産を活かすためには、相談支援事業者は日常の活動を地域にオープンにすること、ニーズに基づく地域づくりに対して提案をしていくことが求められている。日常活動から見える地域評価から、地域を創っていくことにも敏感でなければならない。

折角の財産を抱え込んでいては、地域づくりという「明日の福祉」に貢献できないことになる。

4. 相談支援事業は地域自立支援協議会の核

相談支援事業者の活動は通常は地域に見えない活動である。しかし利用者のニーズにふれる最前線の業務であることから、その活動の内容はプライバシーに配慮しながら地域にアピールすることが重要である。なぜなら地域自立支援協議会は利用者ニーズを真ん中にすえた会議であり、相談支援事業者が個々のニーズの把握・蓄積から、整理した地域の実情や課題を明らかにし、地域の社会資源と共有、改善・開発に向けてこれが地域自立支援協議会の活性化のカギとなっているからである。相談支援事業は地域自立支援協議会をどう生かすか、戦略的な活用を常に意識しておく必要がある。

5. 個別支援会議が命綱～小さなケアマネ～

ひとり一人のニーズにきめ細かく対応していくことが、相談支援事業に求められている。さらにニーズ解決に向けたチームアプローチが、地域の社会資源が支え合う結果を生む。個々の課題に添ってその解決にあたる関係者が集い、本人を交えて対応策を協議するのが個別支援会議であり、個々の抱える課題によって関係するメンバーが変化することも特徴的である。しかも会議の開催は、必要時に随時開催できることが原則であり、即応性が求められる。チームアプローチが必要なニーズが表出するたびに、様々な場所、関係者で開催される。日頃のネットワークがうまくいっていれば電話一本で会議を開催することが可能になり、そんな関係性を築いている地域は「地域ケアシステム構築の成熟度」が高い地域であると診断できる。個別支援会議を中心とした個別課題に対応する支援体制作りが、様々な地域の社会資源を変革させていく源である。

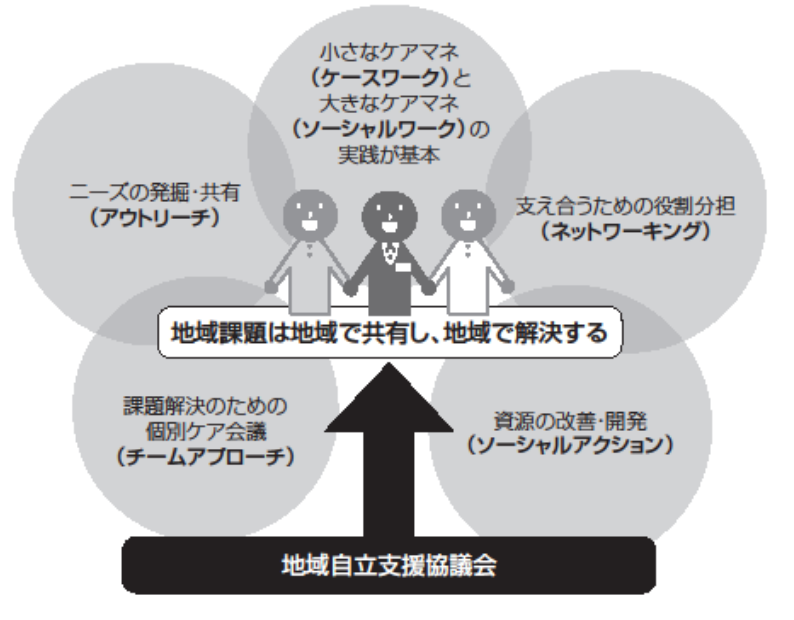
6. 社会資源の改善・開発～大きなケアマネ～

個別課題から地域課題の共有が実施され、地域の制度サービスを改善・開発する気運が高まれば、地域課題検討会や専門部会などを設置して、使い勝手のある制度サービスに変化させていく作業、あるいは必要とされながらも地域に存在しない制度サービスの創出に向けて進めていく作業がもたらされ、地域自立支援協議会の重要なテーマとなる。この時の提案者として相談支援事業者が果たす役割は大きい。日常活動から課

題整理、地域評価する姿勢が問われてくる。社会資源を時代やニーズにマッチするように、それぞれの地域実情にあうローカルルールの作成など、地域を変革していく力をもとめていく役割を担うことが大切である。

以上の8つの視点が、相談支援事業者に求められる「事業評価の視点」である。次にまとめたように、障害のある人の地域生活を推進するシステム「地域自立支援協議会」が機能するかどうかは個々の相談支援事業者の活動にかかっていると一言で過言ではない。

地域自立支援協議会の中核は相談支援事業者である



相談支援事業の基本としての障害者ケアマネジメント 【ケアマネジメントの三本の柱】

本人ニーズ中心・チームアプローチ・社会資源の改善、開発

- ・生活環境を整えることで、その人らしく生きられることは明らかであり、本人が望む生活を継続的に支援していく
- ・継続的に支援するには一機関だけでは不可能、地域の社会資源の連携による支援体制の構築
- ・地域生活において必要とされる制度やサービスを創造する(まちづくり)



これらを具現化する手法として
障害者ケアマネジメントが存在する



相談支援
の役割大

相談支援専門員の役割と機能

相談支援専門員の役割は、利用者が地域で希望する自立した生活を維持・継続する上で障害となる様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにし、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ること

そのための機能

- | | | |
|------------|----------------|----------------|
| ① アセスメント機能 | ② 計画機能(プランニング) | ③ 調整機能(マネジメント) |
| ④ モニタリング機能 | ⑤ ネットワーキング機能 | ⑥ 権利擁護機能 |

必要な活動姿勢

待ち受け型相談から掘り起こし、地域ネットワーク作りのための

アウトリーチ型相談への転換

協議会で検討する課題は相談活動から拾い上げた障害者ニーズが中心にあるものは活用する、ないものは作り上げる
地域課題の共有から地域の弱点をリカバーするために、協議会の力が問われる

相談支援専門員と協議会との連携

役割① 個別支援(それぞれの利用者への支援) **ケースワーク**

- ・ 利用者ニーズ中心の支援(家庭訪問・電話相談など)
- ・ 利用者への情報提供(福祉制度やサービスなど)
- ・ 必要な支援のためのチームづくり(関係機関との連携)

相談支援専門員は、自立支援協議会の仕組みを活用して、
①・②の役割を担う
・ 必要な支援について検討
・ 課題の共有
・ 解決の方策を探る

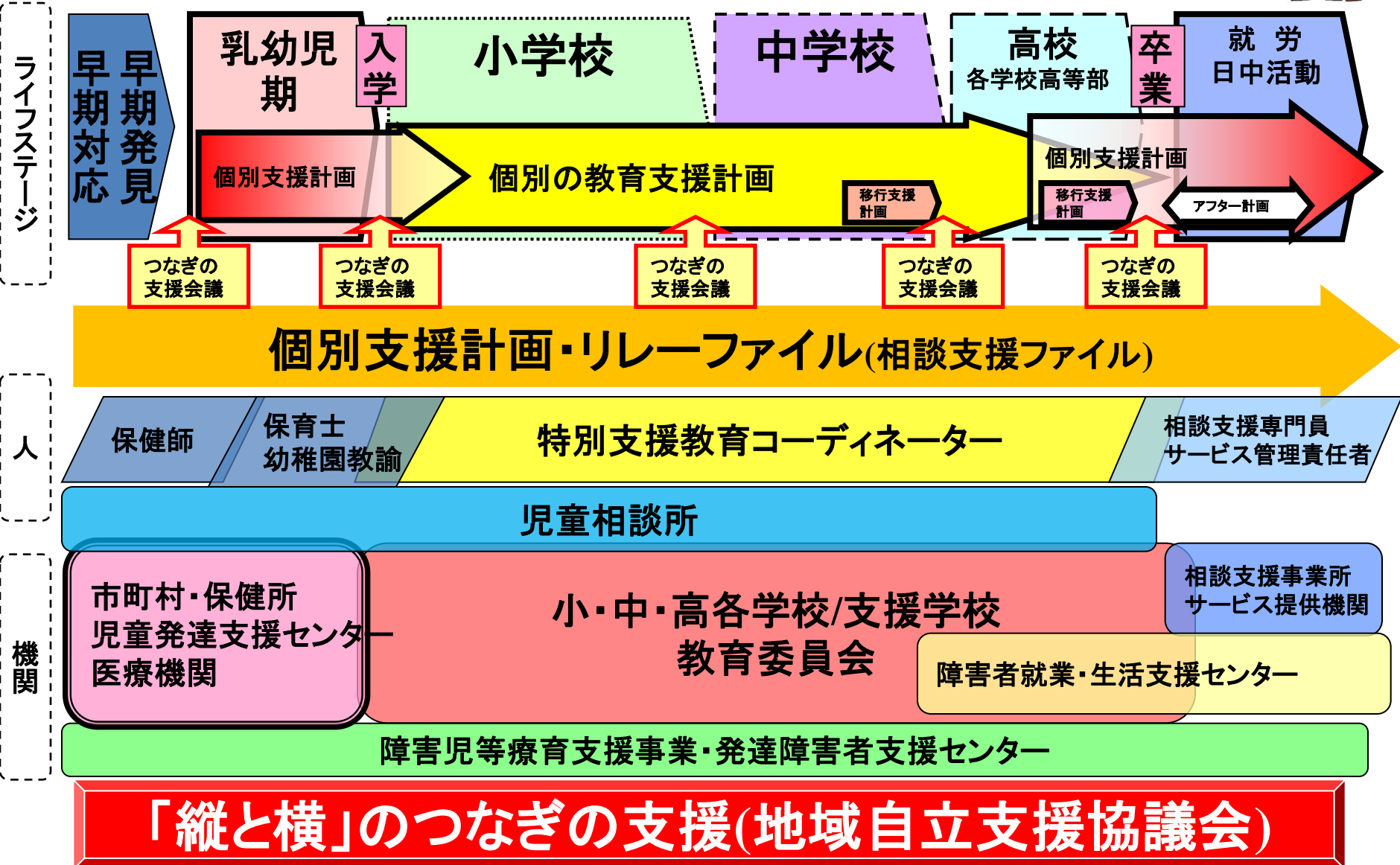
役割② 地域への働きかけ **コミュニティワーク・アクション**

- ・ 個別支援の集積からみえる地域の福祉課題を発信
- ・ 様々な支援を通じて出会った人々、関係機関をつなぐ
- ・ 既存の制度や資源の活用方法や新たな資源の創出を提案

地域自立支援協議会



ライフステージに応じた一貫した支援



個別の調整会議が地域で日常化していますか？

(随時開催) ケースに応じた様々な地域資源の招集

チームによる支援の必要性・ケアプランの作成

求められる即応性と柔軟なチーム編成

**ライフステージ一貫した支援には医療・保健、福祉、
教育、労働分野のマンパワーの結集**

個別の調整会議の効果

- ・個人の課題への対応
- ・地域資源の機能と役割の確認
- ・地域の強み、弱み(地域課題の共有化)
- ・顔の見える関係(ネットワーク)
- ・独立型運営から協働型運営へ

サービス等利用計画の必要性

- ニーズに基づいた本人中心の支えを受けられる（暮らしの目標が明確に）
- チームによる質の高いサービスが提供出来る（コミュニケーションツール）
- 支給決定の根拠となる（必要な人に必要なサービスの提供）
- 地域全体のサービス充実の契機となる（未整備なサービス等の確認）



サービス等利用計画の作成のポイント

- エンパワメントの視点が入っているか
- アドボカシーの視点が入っているか
- トータルな生活を支える計画となっているか
- 連携・チーム計画となっているか
- サービス等調整会議が開催されているか
- ニーズに基づいた計画となっているか
- 中立・公平な計画となっているか
- 生活の質を向上させる計画となっているか

「サービス等利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」

～平成23年度日本相談支援専門員協会作成～

サービス等利用計画の現状と課題

① サービス等利用計画の対象者

自立支援給付のみが生活トータル支援ではない、障害福祉サービス利用者以外にも計画が必要なひとは多い

② モニタリング期間の設定

モニタリングの標準は示したが個人の支援内容で変わるもの、三ヶ月ですむ人もいれば一年間毎月モニタの人もいるはず、厚労省のしめしたものはスタンダード、必要な頻度を確保するには地方に財源を回さないと必要な頻度が出にくい

③ 一相談員のサービス等利用計画作成数は

介護保険とは手法、計画内容が全く違うので、一人の相談員が一月作成できる量は介護支援専門員よりも少ない、また要介護度に添ってのサービスパッケージではない。その人の生活に必要な支援量を考えれば粗製乱造はゆるされない

④ 人材育成不足なのか、運営が危惧されているのか

基本の人材は都道府県研修で育成している、数的にも相当数の有資格者が存在している。しかし相談実務に参入しない現実をどうとらえるのか、報酬単価の問題なのか、兼務でも可能といわれている中、どれだけ相談員が確保出来るのか、計画の質の確保は現任研修やブラッシュアップ研修等県や圏域、また相談支援専門員協会等の企画でカバーすべき

⑤ サービス等利用計画の有効性

自分で生活設計出来ないひと、セルフプランの出来ない人にとっては有効なツール、また計画作成の過程において様々な事業者の機能と役割がオープンになりネットワークと評価に繋がり、全体の福祉の向上に寄与できる

相談支援事業所の実態調査から

実施主体	特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
件名	平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業 サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究 「サービス利用計画の実態把握調査」
調査目的	改正自立支援法の施行に向けて、全国の自治体における 「サービス利用計画」の活用実態を把握（支給状況、様式の 有無、計画の点検等）
調査期日	平成23年9月～10月
調査方法	郵送配布・郵送回収のアンケート
調査対象	市区町村全数（岩手県・宮城県・福島県を除く） 1,618件
回収状況	915件（回収率56.6%）

相談支援事業の委託費平均

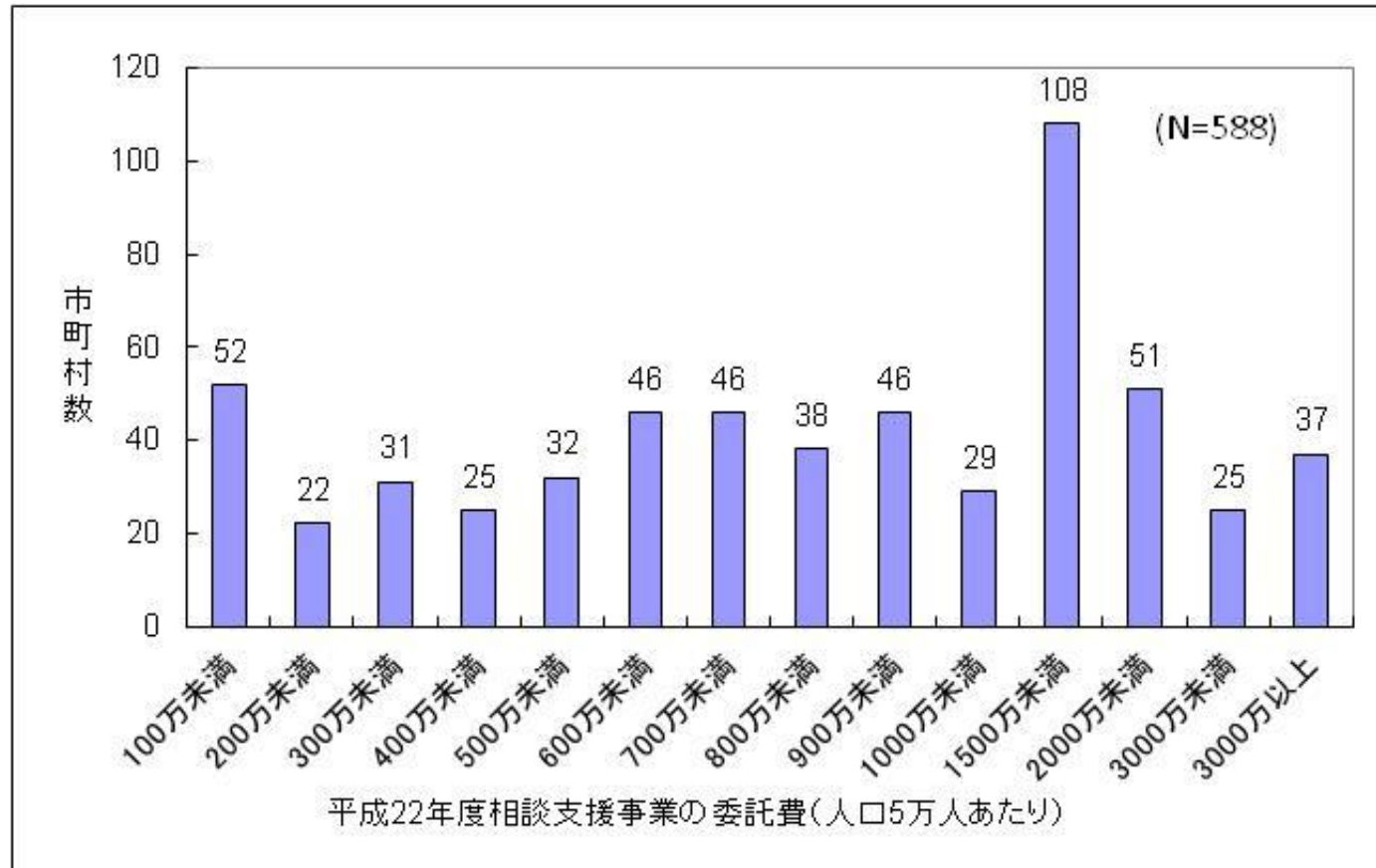
人口	106,716人
委託相談支援事業所数	3.1か所
平成22年度委託費	16,907千円
人口5万人あたり委託費	7,922千円 ←1,500万から半減
委託事業所1か所あたり委託費	5,385千円
集計市町村数	588市町村

※相談支援事業を委託・指定事業所のみで実施している(直営なし)市町村について集計

※平成22年度委託費＝一般的な相談支援(一般財源・交付税)＋市町村相談支援機能強化事業等

(地域生活支援事業費補助金)＋相談支援充実・強化事業(基金事業)＋その他(都道府県・市区町村単独事業)

相談支援事業の委託費分布 (人口5万人あたり)



※相談支援事業を委託・指定事業所のみで実施している(直営なし)市町村について集計

※平成22年度委託費＝一般的な相談支援(一般財源・交付税)＋市町村相談支援機能強化事業等

(地域生活支援事業費補助金)＋相談支援充実・強化事業(基金事業)＋その他(都道府県・市区町村単独事業)

※平成24年度調査では1市町村当たり1,205万円。

都道府県別の利用状況(平成24年12月)

	サービス 利用者数 (実数)		
北海道	41,716		
青森県	9,44	京都府	14,981
岩手県	8,87	大阪府	48,526
宮城県	11,61	兵庫県	27,607
秋田県	6,68	奈良県	7,070
山形県	6,29	和歌山県	6,518
福島県	10,13	鳥取県	4,901
茨城県	12,23	島根県	6,001
栃木県	9,35	岡山県	10,659
群馬県	8,71	広島県	14,749
埼玉県	24,69	山口県	8,074
千葉県	21,21	徳島県	5,579
東京都	56,47	香川県	4,875
神奈川県	35,48	愛媛県	8,957
新潟県	12,08	高知県	5,267
富山県	5,23	福岡県	28,360
石川県	6,40	佐賀県	5,331
福井県	5,30	長崎県	10,835
山梨県	4,58	熊本県	11,802
長野県	12,08	大分県	8,512
岐阜県	8,99	宮崎県	6,949
静岡県	16,36	鹿児島県	11,811
愛知県	29,48	沖縄県	10,513
三重県	8,80	合計	647,754
滋賀県	7,60		

	計画相談 支援		
北海道	668		
青森県	33	京都府	291
岩手県	12	大阪府	1,904
宮城県	29	兵庫県	477
秋田県	30	奈良県	83
山形県	32	和歌山県	247
福島県	34	鳥取県	192
茨城県	31	島根県	499
栃木県	9	岡山県	299
群馬県	25	広島県	403
埼玉県	47	山口県	620
千葉県	67	徳島県	158
東京都	69	香川県	110
神奈川県	36	愛媛県	186
新潟県	57	高知県	73
富山県	22	福岡県	208
石川県	27	佐賀県	34
福井県	25	長崎県	319
山梨県	7	熊本県	319
長野県	65	大分県	118
岐阜県	31	宮崎県	65
静岡県	40	鹿児島県	190
愛知県	2,00	沖縄県	294
三重県	19	合計	17,583
滋賀県	278		

計画相談はチャンス

平成24年度の障害者相談支援事業に係る委託費の
予算額の総計は、178.6億円

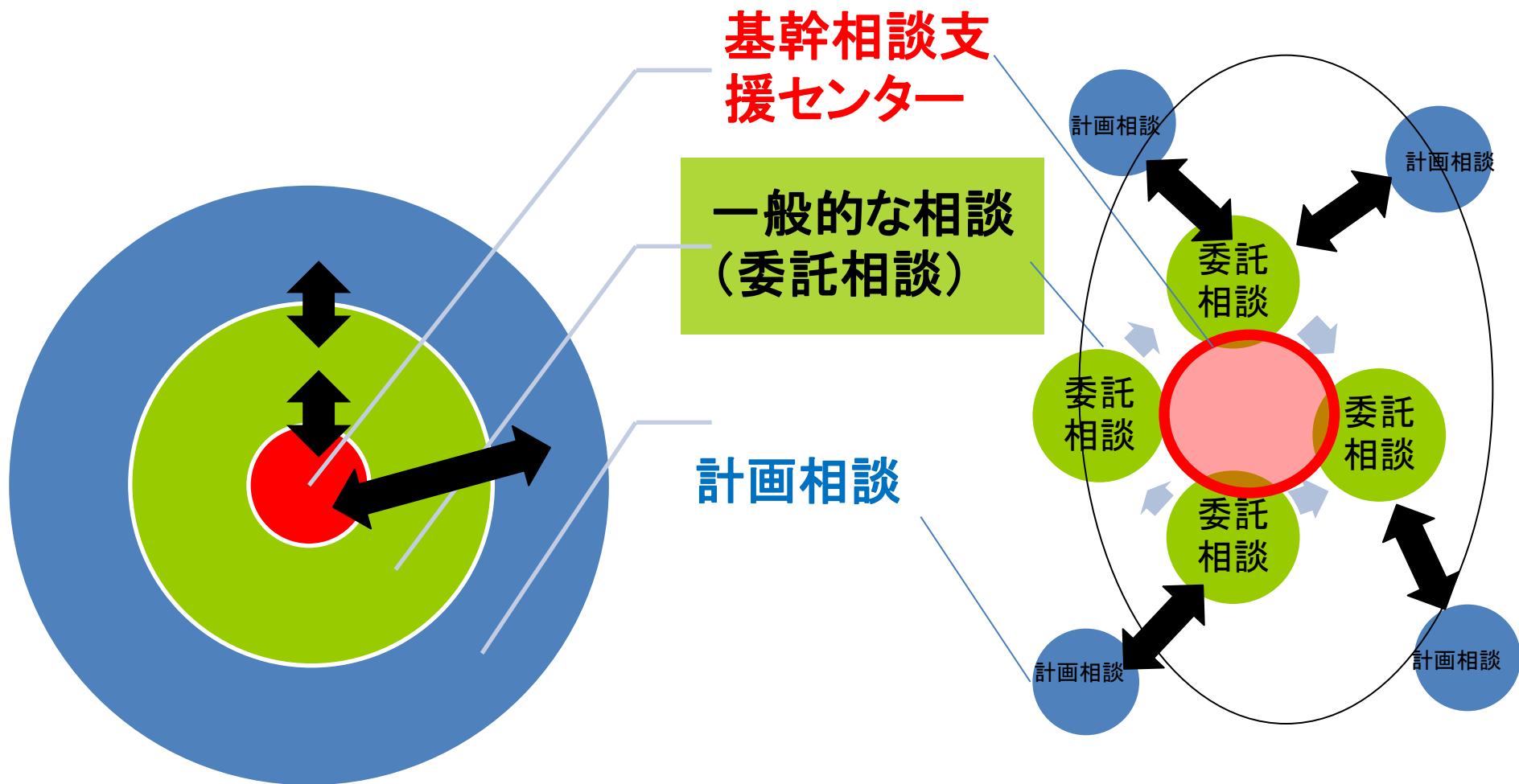
計画相談財源

$16000 \times 650000 \text{人} = 10400000000$
104億円

$13000 \times 650000 \times 2 \text{回} = 16900000000$
169億円

250億円+ α の財源確保が担保された
(義務的経費として)

地域の相談支援体制の強化とは



ニーズの掘り起こし・地域移行・定着支援・計画作成
各相談支援事業の有機的な連携

※障害者自立支[👤]法[🏠]正により、相談支[👤]の充実が図られた

※相談支[👤]事業分野に[👤]定の財源が確保された

※報酬単[👤]として計^{🗨️}相談で相談支[👤]事業が成り立つかという不[👤]

※対象者が障害者自立支[👤]法の個別給付サービスに限定されている

※生活トータル支[👤]の必要性に重きがおかれている点からすると矛盾
(地[👤]生活支[👤]事業や金銭支[👤]、就労支[👤]計^{🗨️}の必要な人も少なくなく、理想
及び現実と制度が乖離)

※計^{🗨️}相談を全ての障害福祉サービス利用者を対象にするには、トータル支[👤]
等よりきめこまやかな業務評[👤]に基づく財源確保が必要

※現場の実践からの発信が必要＝計^{🗨️}相談が兼務でなく専任でやれる業務に

※制度が🌀いから、行政の理🌀がないから、利用者に周知されていない等々不満を言っている🌀はない

※相談支🌀事業に求められている機能や活動を真摯に捉え、自らの活動を振り返り実践していく事が大切である

※制度の欠陥はしっかり、相談支🌀のエビデンスを示し🏰善に向けて発信していく

※障害者の人権尊重と権利擁護が最重要🌸題となっている時代の流れのなかにおいて、相談支🌀がはたす役割を確実に推進していかなければならない。

※キーワードは「利用者主体と人権尊重、権利擁護」「協議🌊と相談支🌀事業のコラボ」「新時代、制度にふさわしい実践力」



相談支援の発展・充実に